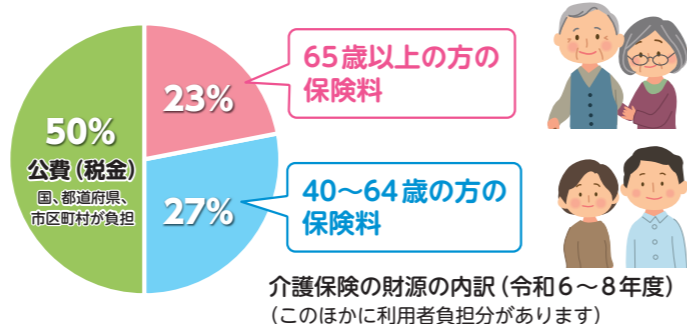


社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険料は納期内にきちんと納めましょう。



65歳以上の方の介護保険料の決め方

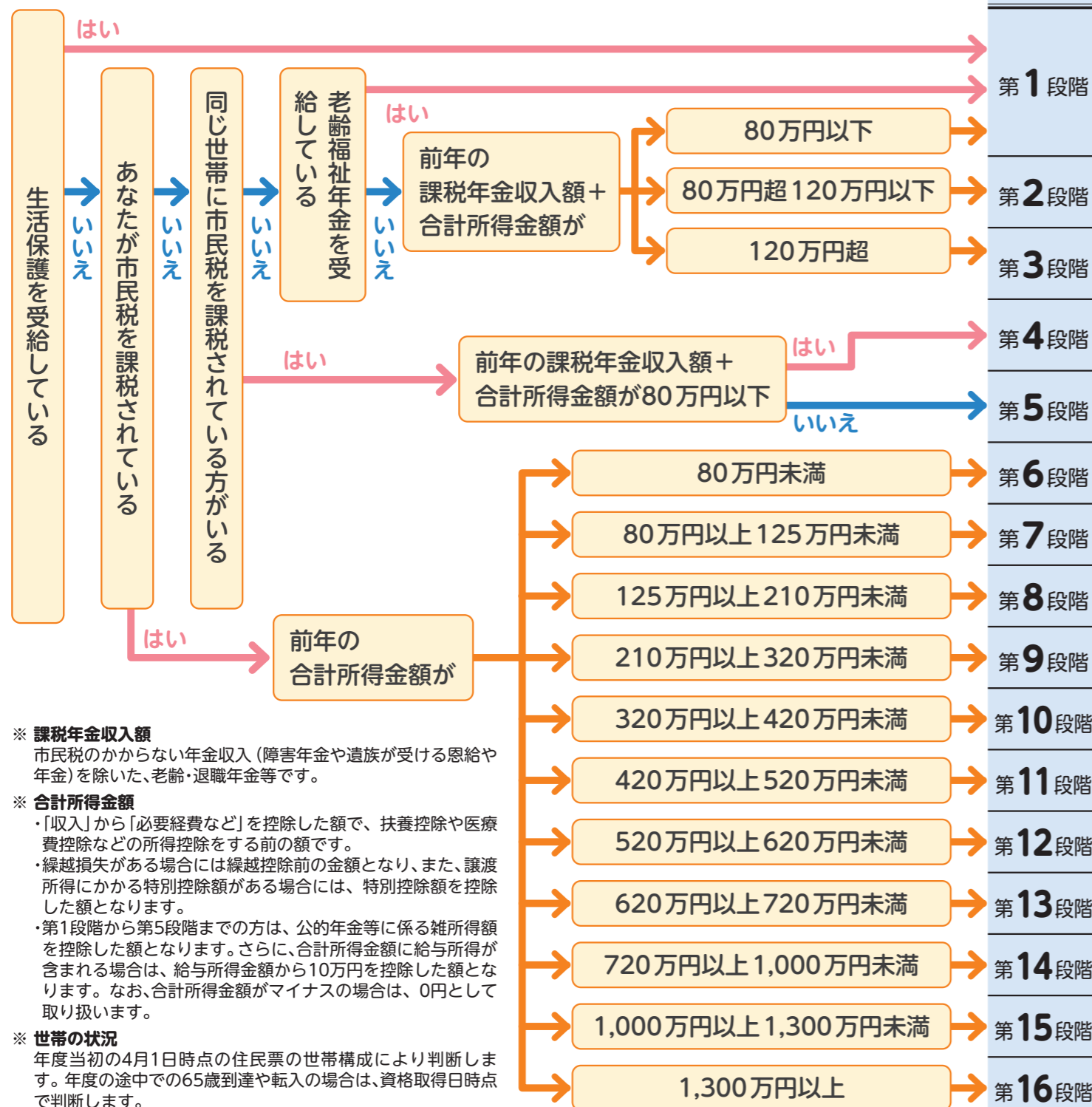
65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

$$\text{基準額の決め方} = \frac{\text{松阪市に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%}}{\text{松阪市に住む65歳以上の方の人数}}$$

松阪市の令和6年度介護保険料基準額 83,760円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、16段階に分かれます。

あなたの介護保険料は？



所得段階	対象となる方	所得段階	保険料率	年間保険料額	
第1段階	●生活保護を受給されている方 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	第1段階	基準額 × 0.25	20,940円	
第2段階	本人が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階	基準額 × 0.40	33,504円	
第3段階		第3段階	基準額 × 0.55	46,068円	
第4段階		第4段階	基準額 × 0.85	71,196円	
第5段階	世帯の中に市民税課税者がいる 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第5段階	基準額	83,760円	
第6段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	第6段階	基準額 × 1.25	104,700円
第7段階	本人が市民税課税 本人の合計所得金額が80万円以上125万円未満の方	第7段階	基準額 × 1.30	108,888円	
第8段階		本人の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	第8段階	基準額 × 1.45	121,452円
第9段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	第9段階	基準額 × 1.85	154,956円
第10段階		本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	第10段階	基準額 × 1.95	163,332円
第11段階		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	第11段階	基準額 × 2.05	171,708円
第12段階		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	第12段階	基準額 × 2.20	184,272円
第13段階		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	第13段階	基準額 × 2.30	192,648円
第14段階		本人の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	第14段階	基準額 × 2.40	201,024円
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,300万円未満の方	第15段階	基準額 × 2.60	217,776円
第16段階		本人の合計所得金額が1,300万円以上の方	第16段階	基準額 × 2.80	234,528円

※ **課税年金収入額**
市民税のかからない年金収入(障害年金や遺族が受ける恩給や年金)を除いた、老齢・退職年金等です。

※ **合計所得金額**
・「収入」から「必要経費など」を控除した額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の額です。
・繰越損失がある場合には繰越控除前の金額となり、また、譲渡所得にかかる特別控除額がある場合には、特別控除額を控除した額となります。
・第1段階から第5段階までの方は、公的年金等に係る雑所得額を控除した額となります。さらに、合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得金額から10万円を控除した額となります。なお、合計所得金額がマイナスの場合は、0円として取り扱います。

※ **世帯の状況**
年度当初の4月1日時点の住民票の世帯構成により判断します。年度の途中での65歳到達や転入の場合は、資格取得日時点で判断します。

※第1段階から第3段階までは、低所得者の保険料軽減措置後の保険料率及び年間保険料額です。

65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。
納め方は受給している年金*の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

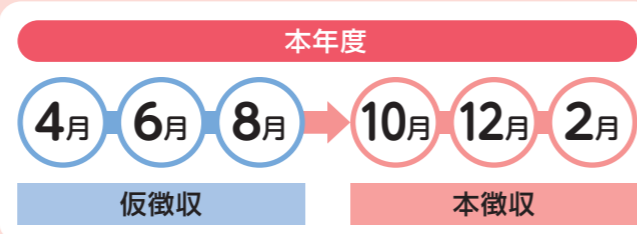
特別徴収

年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から**【天引き】**になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。

保険料は、市民税の課税状況が確定する6月以降に決定します。そのため、4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。

- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から1年後に介護保険料が天引きになります。それまでは、納付書または口座振替で納めます。



! 本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

● 年度途中で保険料が増額になった

→ 増額分を納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

→ 原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6カ月後から1年後に天引きになります。それまでは、納付書で納めます。



普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方 → **【納付書】**または**【口座振替】**で納めます

- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 松阪市から納付書が送付されますので、取扱金融機関で納めてください。

納め忘れがないように、**口座振替**を利用しましょう。

- 手続き**
- 1 介護保険料の**納入納付書、通帳、印かん(通帳届出印)**を用意します。
 - 2 松阪市または取扱金融機関で「**口座振替申請書**」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月末納期分からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。



介護保険料を滞納すると?

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



納期限を過ぎると

督促が行われます。**督促手数料や延滞金が徴収**される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用は**いったん全額を自己負担**します。申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用は**いったん全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げ**られたり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費**などが受けられなくなったりします。

納付が難しい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は松阪市介護保険課に相談しましょう。減免や猶予が受けられる場合があります。

40~64歳の方の介護保険料

40~64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
<p>国民健康保険に加入している方</p>	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
<p>職場の健康保険に加入している方</p>	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40~64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。